

令和元年度

健康福祉部・備前保健所の基本 方針と主要施策 (備前県民局の概要)

岡山県備前県民局健康福祉部
岡山県備前保健所

健康福祉部・備前保健所の基本方針と主要施策

○ 基本方針

急速な少子・高齢化の進行や人口減少の進展などを背景に、生活習慣病や心の健康問題、認知症患者の増加や子どもの貧困・虐待問題、介護の担い手不足、高齢者が尊厳を保持し住み慣れた家庭や地域で暮らしたいというニーズに対応するための地域包括ケアシステムの構築など保健医療福祉を取り巻く課題が多種多様化・深刻化してきている。

また、新型インフルエンザ等感染症の脅威、食の安全の問題など人々の「安全・安心」に対する関心がますます高まっている。

このような課題に的確に対応し、安心して豊かさが実感できる備前地域を創造するため、市町村、関係機関・団体等と連携し、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を図るため次の施策を推進する。

○ 主要施策

1 子育て支援の基盤強化

「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（H29～H32年度）及び「岡山いきいき子どもプラン2015」（H27～H31年度）に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進する。

(1) 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

ア 子ども健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

中高生等が、妊娠・出産に関する正しい知識を学び、乳児とふれあうことにより、将来結婚や子育てをしたいという気持ちの醸成を図る。

(ア) 未来のパパ&ママを育てる出前講座

(イ) 思春期ふれあい体験事業の充実
(地区組織と保健・教育との連携)



思春期ふれあい体験

イ 妊娠期からの保健医療の連携支援

(ア) 妊娠期からの虐待予防のため、県南東部圏域の保健・産科・精神科医療機関

の連絡会や研修会を実施することにより、連携支援体制の強化を図る。

(イ) 産婦健診事業等出産後の支援システムの充実を図る。

ウ 地域全体で子育てを支援する地域づくりの推進

地域全体での子育て支援や食育推進等の活動を主体的に行っている愛育委員や栄養委員等の「地域のお母さんが進める健康支援事業」を推進する。

(2) 少子化対策の総合的な推進

ア 地域全体での子育て気運の醸成

(ア) 「笑顔で子育てできる支え合いネットワークづくり事業」

他の県民局に先駆けて取り組んだ子ども食堂の立ち上げ支援等をはじめ、世代間交流事業やネットワークづくりを通じて、地域全体で子育てを支える環境づくりを更に市町ほか関係団体との連携を深めながら推進する。



子育て支援員ネットワーク岡山設立シンポジウム



世代間交流事業

(イ) 幼児教育・保育無償化（2019.10 施行）に向けて、市町村をはじめ対象保育施設の円滑な対応を支援する。

(ウ) 保育施設指導監査等により、保育士の処遇の向上、施設における事故・虐待防止等、適切な児童の安全確保を図る。

イ 子ども・子育て支援環境の充実

「発達障害児支援保育士等研修」（本庁新規事業、実施主体県民局）により、保育士、子育て関係者を対象に、臨機応変な実践力の向上を図る実務研修を実施する。

ウ みんなで結婚や子ども・子育てを応援する地域づくり

(ア) 「少子化突破モデル構築支援事業」を管内市町村（岡山市除く）へPRするとともに、積極的な取組を働きかける。

(イ) 「おかやま縁むすびネット」及び「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進を支援する。

(ウ) おかやま子育てカレッジ（管内7大学等：岡山市）による子育て支援に参画する。

(エ) 「ももっこステーション」及び「ももっこカード」の普及促進を支援する。

(3) 子どもを守り支援する体制づくり

ア 子ども虐待防止対策の充実

(ア) 児童虐待防止の要である市町村要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、管内要保護児童対策地域協議会連絡会議を開催し、管内市町村職員の専門性の向上を図る研修や県民への啓発活動を実施する。

(イ) 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、市町村が子ども等の福祉に関する支援を一体的に担う「子ど



児童虐待防止の啓発活動

も家庭総合支援拠点」の設置を粘り強く働きかける。

イ 発達に課題を抱える子どもの支援体制の充実

発達に課題を抱える子どもの健やかな発達を支援し、親が安心して育児ができることにより、早期発見・早期療育や切れ目のない支援体制を整備する。

(ア) 母子保健評価事業等による市町村母子保健事業の基盤整備の充実

(イ) 子どもの発達支援相談の開催

発達上の課題を持つ子どもの早期発見・早期支援を図るため、専門医による相談や保健師による訪問相談等を実施するなど、関係機関と連携した支援を行う。

(ウ) 支援体制の整備促進

要保護児童対策地域協議会での実務者会議・個別ケース検討会での支援をする。

また、市町村において地域自立支援協議会を活用し、十分な相談支援を提供できるよう支援する。

(エ) 不登校、不適応等の防止

市町村と学校等が切れ目のない支援を継続できるよう、就学前後の情報連携等に取り組む。

ウ ひとり親家庭の自立支援・子どもの貧困対策の推進

(ア) 母子・父子自立支援員によるひとり親等への相談支援体制の充実

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済の収入率向上

(ウ) 福祉資金貸付制度・給付制度の活用

(エ) 児童扶養手当経由事務の適正な実施

(オ) 「子どもの居場所づくり支援事業」の普及促進

2 心と体の健康づくりの推進

全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現のため、「第2次健康おかやま21セカンドステージ」(H30～H34年度)に基づき、県民の心と体の健康を守り更に推進できるよう、幅広い関係機関・団体等と協働しながら、健康づくりに向けた普及啓発と環境の整備を進める。

(1) 健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防の推進

市町村や関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防と早期発見、重症化予防対策を進める。

(ア) 糖尿病予防戦略事業の実施

(イ) 保健所国保ミーティング事業

(ウ) 地域・職域保健連携推進事業

(エ) がん予防の普及啓発と早期発見のための検診体制の充実

たばこからの健康影響普及事業

※小中学校との連携による子供の健康教育等

(オ) 健康づくり環境整備事業の推進

「栄養成分表示の店」登録事業、「敷地内全面禁煙施設」認定事業

イ 地域の健康づくりボランティア（愛育委員・栄養委員）の育成支援
管内理事会、研修会等の実施をとおして組織活動の充実を図るとともに、地域のつながりを重視した健康づくり活動を展開する。

（ア） がん検診のキャンペーン

（イ） 地域のお母さんが進める健康支援事業

ウ 食農団体と協働した地域ぐるみの食生活改善活動

（ア） 東備のおいしい野菜と魚で元気もりもり大作戦！事業

（イ） みんなですすめる野菜5皿健康づくり事業



みんなですすめる野菜5皿健康づくり事業



東備のおいしい野菜と魚で元気もりもり大作戦！

（2） 心の健康づくりの推進

ア 医療導入や治療継続が困難な精神疾患患者への支援

市町村や精神保健福祉センターと連携しながら、医師を含めた多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）により、地域生活が維持できるよう支援を行う。また、法に基づく通報事例については、早期に適切な支援を行うとともに、支援が途切れることのないよう、警察署・精神科病院等の関係機関と連携強化を図る。

イ ひきこもり対策の充実

ひきこもり対策連絡会議を開催し、学校、教育委員会、福祉事務所、自立支援協議会等の関係機関と情報共有を図り、専門家を交えた研修会の開催等により関係者の対応能力の向上を目指すとともに、関係機関から相談があった要支援者について精神保健相談や訪問等により支援を行う。

ウ 自殺予防対策の推進

愛育委員・栄養委員をはじめとする地域住民相互の声かけ等ソーシャルキャピタルの充実、地域包括ケアの視点による自殺予防を推進する。

また、自殺予防対策研修会の開催、職域と連携したメンタルヘルス対策の推進等の取組を実施する。

さらに、自死遺族の会（わかちあいの会）を継続実施し、家族支援に努める。

（3） 感染症対策等の充実強化

ア 新型インフルエンザ等の新興感染症対策の充実

医療機関等の体制づくり、発生予防・まん延防止のための普及啓発や患者等移送ネットワークなど、健康危機管理拠点としての体制を整備する。

イ 風疹対策

国の通知により、1962年4月1日～1979年4月1日生まれの男性が新たに定期接種の対象とされたことについて、適切に対処できるように市町を支援する。

ウ 結核対策

結核の罹患率は減少傾向にあるものの、新規登録患者の7割は65歳以上の高齢者であり、最近では外国人技能実習生の結核発病が課題になっている。このため、今後も高齢者施設を対象とした感染症研修会の実施や技能実習生の受入団体と連絡・連携を図ることで、結核対策を推進する。



感染症患者等の移送に係る研修・訓練

エ ノロウィルス等による感染性胃腸炎等対策

特に冬場の流行前には、発生時の対応や予防策について社会福祉施設等へ研修会を行う。また、発生時には拡大防止に向けて早期に迅速な立入指導等を行い、まん延防止対策を進める。

オ 高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトへの感染を予防するため、部内各チームの業務が円滑に行えるよう農林水産事業部と連携し防疫研修を行うなど、高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部県民健康対策班マニュアルに基づき、初動対応の体制整備を図る。

3 地域医療・介護の総合的な確保

高齢者が医療や介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、脳卒中や心臓病等高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する。

また、介護保険の保険者である市町村が主体となり、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、取組を推進するとともに、地域における介護・福祉・医療等のサービスが適正に提供されるよう、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉施設、医療機関等を指導・支援する。

(1) 地域における医療・介護提供体制の整備

「第8次岡山県保健医療計画」(H30～H35年度)の「県南東部保健医療圏地域保健医療計画」の推進や、疾病の予防から治療・リハビリテーション・介護まで、病院等の施設や地域におけるより良質で効率的な保健医療体制を推進する。

ア 地域医療構想の実現に向けた取組

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進める等のために策定した地域医療構想を実現するため、関係者との協議及び調整等を行うための「県南東部地域医療構想調整会議」を開催する。

イ 地域医療連携の推進

(ア) 県南東部地域医療連携推進会議の開催

地域包括ケアシステム構築に向けて、脳卒中等の在宅医療・介護連携に関

する地域の課題や広域連携が必要な事項について協議し、二次医療圏内での多職種協働による連携体制の強化を図る。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業の支援

各市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的・効率的に実施できるよう、担当者会議等を通じ情報提供や取組の共有を図る。

(ウ) 広域医療連携事業

県南東部圏域において、医療・介護の多職種連携推進のための研修会を行うとともに、入退院支援ルールの推進を図ること等により岡山市内に集中する急性期医療と身近な市町村の在宅医療・介護を結びつけ、切れ目のない在宅療養支援を目指す。

ウ 救急医療提供体制等の整備

救急医療に関する課題等の検討等を行うため、医師会・消防・救急医療機関等からなる県南東部圏域救急医療体制推進協議会を開催し、救急医療体制の充実と連携強化を図る。

エ 医療機関への指導・支援等

医療機関における人員及び構造設備等、適正な管理を行っているかについて立入検査を行う。

特に、安全管理のための体制の確保や院内感染防止対策等について、重点的に指導・支援を行う。

(2) 地域包括ケアシステム構築の推進

ア 地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村支援

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

住民等の多様な主体の参画により、生活支援などの多様なサービスを提供する総合事業が、各市町村で円滑に実施できるよう、市町・地域包括支援センター連絡会議を開催して情報・意見交換会を行うなど、市町村を支援する。

(イ) 通所付添サポート事業への支援

高齢者が住み慣れた地域で最期まで日常生活を継続できるよう、住民互助による通いの場への付添活動（通所付添サポート事業）を推進する市町村の会議に参画するなど、介護予防に資する市町村の先導的な取組を支援する。

(ウ) 住民互助の介護予防・生活支援を考えるワークショップの開催

高齢者の介護予防・生活支援に関心のある県民を対象に、NPO法人等と協働してワークショップを開催し、介護予防・日常生活支援総合事業を始めとした地域支援事業への関心を高め、新たな担い手としての参加促進を図る。



通所付添活動促進事業(出発式)



NPO 法人との協働によるワークショップ

イ 認知症高齢者を地域で支えるための支援

- (ア) 市町村及び地域包括支援センターの職員等を対象として、認知症に関する研修会を開催し、市町村における認知症施策の推進を支援する。
- (イ) 市町村及び認知症の人と家族の会岡山県支部とともに、認知症介護家族交流会を開催し、市町村における認知症高齢者とその家族の支援体制の強化を図る。
- (ウ) 認知症疾患医療センター（岡山大学病院及び慈圭病院）が設置している「備前地域認知症疾患医療連携協議会」において意見交換等を行うなど、同協議会を通じて認知症の早期発見や早期診断、医療や介護が適切に提供できる体制づくりを支援する。
- (エ) 認知症疾患医療センターが主催する地域包括支援センター研修会に参加するなど、同センターと市町村及び地域包括支援センターの連携を促進する。

(3) 社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査等

ア 社会福祉法人等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の管理運営が適切に行われるよう、法人については、社会福祉法人制度改革への対応状況に、施設については、職員配置基準の遵守状況や職員の定着促進と資質向上に向けた取組、虐待防止や事故防止に向けた取組、災害対策の状況、適正な会計経理の処理状況などに重点を置き、指導監査を実施する。

また、法人・施設等に対する苦情や不正等の情報については、必要に応じて市町村等の関係機関と連携し、迅速な確認や指導監査を実施する。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、立入検査の強化等により適正な運営の確保に努めるとともに、市町村等との連携により未届け有料老人ホームの把握に努め、該当施設に対しては届出を指導し、指導に従わない場合には速やかに立入検査を実施する。

イ 介護サービス事業者への指導・支援等

介護サービス等の適正な提供と事業者の育成・支援を進めるため、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスの提供、サービスに係る指定基準等の遵守、高齢者虐待防止及び個人情報の保護に関する適切な措置状況等について、事業者への計画的な実地指導を行う。特に、新規指定の事業者、高齢者住宅（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム）併設型の事業者及び課題を有する事業者については優先的に実地指導を行い、適正なサービス提供及び事業所運営の確保に努める。

ウ 障害福祉サービス事業者への指導・支援等

障害者・障害児に対する障害福祉サービス等の質の確保、事業者の育成支援及び給付費の適正化を図るため実地指導を行う。特に、昨年度も障害者の大量解雇事案が発生した就労継続支援A型事業所に対しては本庁関係課室と連携しながら指導、支援を重点的に行うとともに、新規指定の事業者や課題を有する事業者について優先的に実地指導を行う。

また、事業者に対する苦情や不正等の情報については、迅速な事実確認を行い公正で適切な措置がとられるよう、機動的で実効性のある方法により指導や監査を実施する。

4 障害のある人の自立と社会参加の促進等

障害のある人が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自立した生活を送ることができ、障害の有無にかかわらず全ての住民が人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け、市町村への支援や事業者の指導等を行うとともに、障害のある人への県民の理解を促進するために保健と福祉が連携して啓発事業等を実施する。併せて、自立のために必要な就労に向けての支援を行う。

また、健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努める。

(1) 障害のある人の地域生活を支える基盤の整備

ア 市町村への支援等

障害者総合支援法等の円滑な施行と市町村障害福祉計画の着実な推進を図るため、市町村及び地域自立支援協議会への情報提供・助言等を行うとともに、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)の構築を支援する。

イ 障害者虐待防止・差別解消対策の推進

市町村虐待防止センター等と連携を図り、虐待防止、早期発見、差別解消に努める。

また、障害のある人への理解を促進するため、障害者週間(12/3～9)を中心に啓発活動を行うとともに、庁内においても職員向け研修を実施する。



障害者週間における啓発活動



職員局内点検(備前局弓之町庁舎)

ウ 発達障害児(者)及び医療的ケア児の支援体制の充実

発達障害のある人や医療的ケア児が、将来社会で自立した生活を送り、社会参加できるよう、市町村において開催される地域自立支援協議会の場で助言し、保健・保育・教育・医療・福祉関係者が連携を図りながら早期から切れ目のない相談支援が提供されるトータルライフ支援体制づくりを支援する。

エ 就労支援の充実

障害者の一般就労、工賃水準向上などの取組を円滑に推進するため、地域自立支援協議会の活動や事業者の運営を支援するとともに、作業所等での生産品の販売促進支援や障害者優先調達取組を推進する。

オ 精神障害者への地域移行・地域定着の支援

精神科病院に長期入院している退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、障害福祉サービスの利用調整など、地域生活定着に向けた支援を進める。

カ 難病患者への相談支援体制の充実

医療費助成等、制度の動向を踏まえながら、適切な対応を図るため、関係医療機関等との連携を密にし、療養生活の質の向上に努める。

また、市町村や難病指定医療機関等の関係者と連携しながら、難病患者災害時要援護者個別支援シートの作成及び更新などを随時行い、介護力の限界を超えないように、レスパイト入院の確保や訪問相談や指導など円滑な利用のための支援を行い、体制の整備を促進する。

(2) 生活保護法及び生活困窮者自立支援法の適正な実施

ア 生活保護制度における自立支援の強化、適正化の推進

管轄の保護受給世帯の約7割が高齢者世帯でその約9割が単身であり、保護の開始は高齢化に伴う収入の減や施設入所が多いことから、他法他施策の活用や関係機関との連携により自立を支援する等、個々のケースに応じ援助の方向性を明確にし、継続的な支援を行う。

また、保護の実施は漏給防止及び濫給防止を基本に運用し、不正受給等不適切な事例は日常的な指導や各種調査の実施により未然に防止するとともに、不正が発見された場合は法に基づき厳正な対応等を行う。

イ 生活困窮者の自立支援

局に配置する生活困窮者相談支援員・就労支援員が中心となり、管轄の和気町、吉備中央町をはじめ関係機関と協力し、生活困窮者の早期発見に努め、必要な相談や自立に向けた支援を行う。

5 生活衛生対策の推進等

食の安全・安心を確保するため、「岡山県食の安全・食育推進計画」(H30～H34年度)及び「平成31年度食品衛生監視指導計画」等に基づき、食品関連事業者の監視、HACCP※に沿った衛生管理の導入指導、収去等を実施する。

生活衛生営業の衛生確保等については、理容所・美容所・旅館・公衆浴場等日常生活に密接なサービスを提供する施設の指導を行う。

また、医薬品等の安全性等の確保のため薬局等の監視指導等を行うとともに、覚醒剤等薬物乱用防止についての普及啓発や若年層献血の推進を図る。

食中毒・感染症の疑い事案発生時は、原因究明等のための検査を実施する。

※【HACCP】(ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point)

加熱殺菌工程など、危害防止のために特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点とし、定めた基準から逸脱していないことを連続的又は適切な頻度で確認することで、最終製品のより一層の安全性を確保する手法で、食品の自主衛生管理の国際標準となっている。

(1) 食の安全・安心の確保

ア 監視指導及び管内製造・流通食品検査の強化等

大型の食品製造施設等を対象に、食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を

実施するほか、管内の食品関連事業者に対して効果的・効率的に監視指導や収去検査を実施する。

また、出前講座等による食品衛生知識の普及やリスクコミュニケーション事業の推進を図る。

イ HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

完全施行までに猶予期間を含め2年余りとなっていることから、HACCPに基づく衛生管理や取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理が期限内に実施されるよう、食品等事業者への周知に努める。

特に、飲食店等の中小規模の事業者に対しては衛生管理計画作成のための講習会の開催など支援の機会を設けるとともに、食品衛生協会とも連携しながら導入促進を図る。

ウ ノロウイルス食中毒への対策

ノロウイルス食中毒は、調理従事者を介して汚染された食品が原因となることが多いことから、仕出し屋・旅館・学校・病院等に対し、調理従事者に係る衛生管理について、周知・指導を行う。

エ かきの安全確保等

シーズン中の10月から3月までの期間月1回の収去検査を計画するとともに、県漁連等生産者からの情報収集や助言指導に努める。また、生食用かき出荷前から生産者による自主検査の実施など、自主管理体制の確立についても指導を行う。

(2) 生活衛生営業の衛生確保等

ア 生活衛生営業施設の衛生確保

理容所・美容所等に計画的に立入し、消毒等衛生確保について指導を行う。

イ レジオネラ感染症防止対策

公衆浴場、旅館等入浴施設に対して、理解しやすいパンフレットを活用して自主管理の徹底を指導するとともに、計画的に水質検査を実施し結果に基づいた指導を行う。

ウ 住宅宿泊事業対策

いわゆる民泊事業者の円滑な事業開始を図るとともに、必要に応じ管内市町村等関係部署と連携しながら適正な事業運営について指導監督を行う。

また、住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法に基づく許可を取得せず営業をする施設を発見した場合は届出又は許可の取得について指導し、従わない悪質な事業者がある場合は旅館業法違反として告発も視野に入れ厳正に対処する。

(3) 医薬品等の適正使用等

ア 医薬品等の適正使用等

薬局開設者、医薬品販売業者、医療機器販売・貸与業者、毒物劇物販売業者等に対し、医薬品医療機器法等関係法令への適切な対応及び医薬品の適正使用に必要な情報提供の徹底を重点とした監視指導を実施する。

また、免許申請等麻薬関係の手続について適切に処理するとともに、麻薬業務所

に対し適正な麻薬の取扱いや廃棄等について指導する。

イ 覚醒剤等薬物乱用防止

「覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会」を中心に、青少年に対して乱用薬物の恐ろしさについて普及啓発し、乱用の防止を図る。

各種啓発事業においては、薬物乱用防止啓発パネル、DVDの貸出しを行うなど啓発資材を積極的に活用する。

- (ア) ヤング街頭キャンペーン
- (イ) 高等学校文化祭等における啓発活動
(地元愛育委員会等との協働)
- (ウ) 薬物乱用防止教室への講師派遣
- (エ) 覚醒剤等薬物相談窓口の周知



覚醒剤等薬物乱用防止キャンペーン



高等学校文化祭における啓発活動

ウ 若年層献血の推進

管内市町村や愛育委員会等と連携し、高等学校等において積極的な普及啓発活動を実施し、若年層の献血意識の高揚に努める。

(4) 衛生検査業務の推進

備前、備中及び美作県民局の健康福祉部衛生課及び保健課の依頼に基づく各種試験検査に迅速かつ的確に対応する。

ア 食品等の試験検査

県内で流通している食品の安全性を確認するための収去検査や試買検査（成分規格、食品添加物、汚染微生物の検査等）の実施

イ 食中毒及び感染症検査

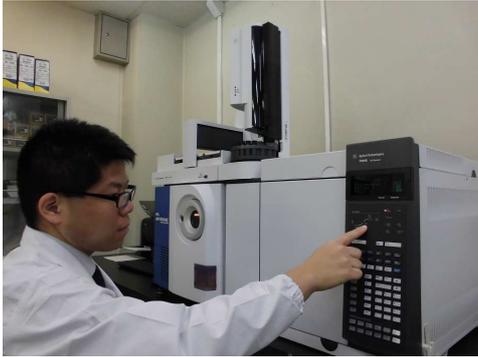
食中毒の原因究明や感染症の拡大防止のための検査（食中毒原因菌、寄生虫、ノロウイルス、感染症起因菌の検査等）の実施

ウ HIV迅速検査

希望者を対象に匿名で行える検査（備前保健所第1・第3金曜日、美作保健所第3木曜日）の実施

エ 生活衛生検査

公衆浴場、旅館入浴施設等でのレジオネラ症感染防止対策及び遊泳用プールの衛生確保のための検査（浴場水、プール水等）の実施



理化学検査



微生物検査